

償却資産（固定資産税）の申告・届出等における押印制度の廃止について

令和3年度税制改正等により、地方税関係書類における押印制度が廃止されました。

これにより、償却資産に係る申告書等についても押印が不要となります。

【押印が不要となった書類】

- ・ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ・ 償却資産非課税適用（取消）申告書
- ・ 償却資産課税標準の特例適用資産届出書